

成年後見制度利用促進専門家会議  
第2回地域連携ネットワーク  
ワーキング・グループ議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進専門家会議  
第2回地域連携ネットワークワーキング・グループ  
議事次第

日 時：令和3年4月21日（水）14:00～16:00

場 所：オンライン会議

1. 開会

2. 議事

①有識者等による報告「日常生活自立支援事業と市民後見・法人後見」

②意見交換

3. 閉会

○上山主査 定刻となりましたので、ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議第2回「地域連携ネットワークワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

このワーキング・グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ウェブ会議システムを活用しての実施としております。

また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

まずは本日の委員の皆様の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 厚生労働省成年後見制度利用促進室長の松崎です。

それでは、専門家会議の出席者について御報告申し上げます。こちらは参考資料1のおりの出欠状況。代理出席、オブザーバー出席となっております。倉敷市からはまだ入っておりませんが、後で入室という予定です。併せまして、新井委員、野澤委員におかれましては途中退席であることを申し上げます。

続きまして、ウェブ会議における発言方法を確認いたします。発言される場合は、Zoomの「手を挙げる」機能を使用ください。発言者は主査から指名しますので、指名に基づき御発言をお願いします。「手を挙げる」機能を使用しているにもかかわらず、発言希望の御意思が伝わっていないと思われる場合には、ウェブ会議システムの「チャット」機能等で会場へ御意思をお伝えいただくことも可能です。ただし、原則としてはZoomの「手を挙げる」機能の使用をお願いいたします。なお、チャット機能等で記入いただいた内容は、ウェブの画面及び配信動画においても表示されます。この点、御承知おきください。

○上山主査 どうもありがとうございます。

報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、議題1「有識者等による報告」に入ります。本日は、「日常生活自立支援事業と市民後見・法人後見」に関して3件の報告と質疑応答をして、その後に全体を通じての意見交換を行います。

本日の議題に入る前に、事務局から本日のワーキング・グループに関連する基本計画等の資料などの説明をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

本日の議事は「日常生活自立支援事業と市民後見・法人後見」ということになっております。関連資料についてレビューしていければと思います。よろしくをお願いいたします。

御覧いただいておりますのは、全国社会福祉協議会に作成していただきました「日常生活自立支援事業の概要と支援の現状」というものでございます。まず、こちらを御覧いた

だけだと思います。日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）を対象にしております。

ポイントとしては、認知症の診断や障害者手帳を要件としていないということがあります。

支援の内容は、こちらにありますとおり、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理のサービス、書類等の預かりサービスということでございます。

事業の枠組みは、都道府県・指定都市社協が主体となっております。一部の業務を市町村社協等に委託してサービスを提供する。こういった形になっているというものでございます。

次の資料が厚生労働省のほうで作成しております「検討テーマに係る関係資料」ということでございます。日常生活自立支援事業は、先ほど御覧いただいたとおりということで、説明を省略いたします。

障害者の成年後見関係で言いますと、こちらにありますとおり、法人後見の研修、法人後見活動を支援するためのバックアップの構築、こういったことをやっているということでございます。

併せまして、市民後見に関しましては、権利擁護人材の養成研修の実施ということで、成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」、あるいは成年後見制度の下で、身上監護の支援を行う「市民後見人」を育成する。そして、この下がバックアップです。障害と同類のことをやっているということでございます。

併せまして、市民後見の養成した後ということですが、養成者数は1万6912名ということございまして、この中で成年後見人等の受任者数は1,500人プラス。法人後見の支援員は2,000人プラス。日常生活自立支援事業の生活支援員が2,500名程度いるという形になっているということでございます。

続きまして、現行の基本計画等での記載を簡単にレビューしていければと思います。まず、担い手の育成に関しまして、こちらに記載がございます。「今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保する」といった記載がございます。

そして、市民後見人候補者等の支援ということで、「市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う」といった記載がございます。

続きまして、市民後見人の研修・育成・活用というところでございます。「各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる」という記載

がございます。

加えて、「市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組も考えられる」といった記載がございます。

最後が日常生活自立支援事業に関連する記述でございます。日常生活自立支援事業の生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴があるというのが、日常生活自立支援事業の特徴ということでございます。

「地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型の転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである」といった記載があるということでございます。

以上で事務局からの本件に関連する情報の共有を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、有識者の方の報告に移ります。まずは伊賀市社会福祉協議会事務局長、田邊氏からお願いいたします。

○田邊参考人 皆さん、こんにちは。お世話になります。

伊賀市社会福祉協議会の事務局長をさせていただきます田邊寿と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は1994年に伊賀市社会福祉協議会に入らせていただいて、仕事をさせていただいております。その中で、1999年、平成11年の日常生活自立支援事業の開設当時から専門員を経験して、その後、成年後見制度の利用支援でありますとか、権利擁護関係のソーシャルワーカー、また、地域福祉部等の地域支援部門などを担当した上で、現在の業務を担当させていただいております。そういったこれまでの経験とか現在の状況を踏まえて今回の報告をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、事前に御質問いただいた部分もございましたので、その部分も可能な範囲で補足をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、時間の関係がございますので、省略できるところはどんどん省略させていただいて、地域概況とか当会の組織体制につきましては、詳細な説明は省かせていただきたいと思います。

今回、地域福祉部の中の暮らし支援課の中に生活困窮者の部門とともに日常生活自立支援事業等の部分が一緒になって、この4月から一つの課として発足をしています。また、それ以外のところで地域支援の部分、あるいは企画調整というところを一緒に対応させていただいているということになります。

日常生活自立支援事業につきましては、先ほど御説明がありましたので、その説明につ

いては省略をさせていただきます。

スライド5は利用対象者数のスライドであります。利用者数は増えていないということになります。この要因は、私の認識としましては、人員体制に伴います利用待機という部分が大きいかなと思っております。利用待機は、令和3年3月末現在で12件の待機が発生しております。丁寧な支援を心がけながら、内部統制ということも必要ですし、また、職員の時間外対応の増加もあって、職員を守っていく意味でも、大変申し訳ないのですが、やむを得ず新規の利用制限をかけているという事態が発生しているという事態になっております。

また、生活保護の御質問もございましたので、生活保護のケースにつきましては、同じく3月末現在で39件となっております。生活保護のワーカーとの関係につきましては、個別の対応を中心に連携をさせていただきまして、当会の対応の中で変化が生じた場合には適宜連絡とか相談を入れさせていただいているという状況になります。私としては、生活保護の部分は支給決定に伴う立場と、それから日常生活自立支援事業で言う本人に寄り添って関わる立場というのは異なる立場もあるので、そういったことでの立場の違いというものではないかなと思っております。

相談の内訳、特に新規相談というところがございますが、見ていただいたら分かりますように、ほとんどが新規相談、ほとんどが関係者からの相談というものが占めています。その部分で大きく関係してくるのが、次のスライドに移らせていただきますが、伊賀市の場合には行政窓口であります伊賀市の相談支援体制が少し特徴的かなと思います。伊賀市は、地域包括支援センター、障害者の相談支援センター、生活困窮者の自立相談支援機関などは全て伊賀市が直営で対応しております。このスライドの中でも一部ありますが、その中で一部を社会福祉協議会が受託している。自立相談支援機関も市とともに対応させていただいている部分もあるような状況になっています。

その中で、先ほど御紹介しました相談の中で、介護支援専門員、あるいは包括支援センターからの御紹介が非常に多くなっていて、積極的に相談、宣伝活動等は行っていないわけですが、現在、先ほど紹介したように利用待機が発生しているというのが実態となっていて、大変申し訳ないのですが、お待ちいただく事態となっているという状況でございます。

契約を結ぶまでに何をするのかということですが、この事業は契約が必要で、契約を進めていく上では、意思決定、いわゆる必要な判断能力があるかということを確認しないといけないところがあります。単に判断能力があるかないかということ、あるいはそれを判断するということは、我々の部分では難しい面もありますので、支援の対象かどうかということを決めるということではなくて、本人さん自身のコミュニケーション能力とか、本人さんが置かれた環境とか、ほかの要素も加味しながら支援内容を判断して進めてきたと認識しております。

この事業の利用契約を結ばせていただく前に行うこととして、利用に必要な能力はどう

なのかなということ私なりにちょっと考えてみました。いろんな文書も見ながらなのですが、その中では、この事業で何をしてもらえるのか、誰がどのような支援をするのか、いわゆる利用料、自己負担、御本人さんの負担がかかるよということの3つが御理解いただけるように支援していると認識しています。また、ある程度説明して、もちろん理解をいただいた前提ではありますけれども、やはり支援を行いながらまた改めて説明をさせていただいている場面があるかなと思っています。

この3つを含めて、契約締結ガイドラインということの中で、専門員は本人に面接して聴き取りを行っているということです。単に正しく答えられるかということだけでなく、適切な援助を受けた上で、本人が理解できるか、できないかということ自体を評価しているということになっています。

このガイドライン上では、1週間後に再度訪問して、本人に再度面接を行っているというやり方です。さらには、医療・法律・福祉の専門家で構成されました契約締結審査会において審査を行っているという形になっています。

本人の判断能力については、事業の仕組みとか支援そのものが理解できているか、また、事業の利用をやめることができるかを認識できるかどうかなどが理解できるかどうかの前提になっていると考えています。

その内容については、ここに挙げさせていただいた部分ですが、これはよくチラシとかマニュアルに挙がってきていることですので、省略をさせていただきたいと思っております。

判断能力の部分については、今、申し上げましたような部分をさせていただいている。ここについては専門員や生活支援員との調整の中で対応させていただいているかなと思います。

この事業を利用される方について、例えば失業などによる経済的な困窮とか権利侵害、それから住まいの課題がある方、あるいは病気、障害等の生活課題を抱えた方、また、家族の離別、転居、それから法的課題などをきっかけにさらに厳しい事態の改善が求められている方がいます。利用されている方の中ということで、11のスライドに挙げさせていただいたようなことが一例として挙げられるかなと思います。

この事態の改善を図るためには、金銭の管理とか、あるいは金品の預かりなどを通じて支援を重ねながら、家計や生活の改善を図らせていただいています。本人にとっては、支援を受けることを含めて、いい意味でも悪い意味でもストレスや労力というものが発生するという形になります。一つ一つの過程とか支援の必要性に納得しておられたとしても、例えば以前の生活に戻りたいなどの揺り戻しと言われるようなことが起きることも実際にはあります。それゆえ、その変化というものについて付き合いながら支援を行っているというのが生活支援員であり、専門員であるのかなと思っています。大事なのは、本人による本人らしい形での納得なのだろうと思っています。納得がないと、最終的には御本人さんの納得が得られないということになってしまいますので、そのためには、課題全体の把

握を行うことであったり、あるいは事業所などから本人にあえて説明をしてもらったり、あるいは聞きたくない事実であったとしても、避けることなく直接伝えるということもあります。

その場合は、先ほど言いました変化とか揺り戻しが発生する場合がありますので、必ず関係機関の方も含めて誰かが一緒に同席をしたり、あるいは後でフォローをして、大丈夫かどうかを確認したりするということを心がけているという形になります。この例のところで幾つかの例を挙げさせていただいておりますが、そういったものをうまく組み合わせさせていただいているという状況かなと思います。

少し具体例を挙げさせていただきたいと思います。精神障害者の事例で債務把握とか債務整理が必要な場合があります。60歳代の男性で、以前は家族と一緒に相談されていたのですが、本人の精神疾患をきっかけにした入院を契機に家族と別れて独り暮らしとなっている方です。それまで担ってきた家業における債務があつて、督促に対する回答が必要な状況に追い込まれておられました。本人だけでは解決に必要な情報を確認することができなかったため、相手の事業者などの確認が必要で、その場合、本人の実態を伝える意味でも、解決に向けての本人側の意向を事業者に伝える必要が生じました。個人情報保護の関係上、本人からの電話連絡が必要な場合がありますので、電話をかける作業を通じながら、返済が必要なことであったり、返済方法などを一緒に確認する。これがいわゆる仲立ちと言われているようなことになるかなと思います。同時に、無理な返済の約束をしたり、返済などの優先順位が本人にとって不利な状況で認識してしまうということもありますので、一緒に関わりながら課題解決に向けて解決の組立てを考えるとということを行っています。

具体的には債務一覧などをつくって、全体がどうであるのかとか、あるいはそれが分かりやすくこんなものだよということを見える化するなども進めています。中には法テラスとか法律の先生方の専門職に関しても同じ方法で関わらせていただくということもあります。債務整理などは、最初はこんなにお金を払わないといけないのかなど、なかなか納得いただけない場合もあるのですが、少しずつ着実に返済が進むことによって、最初は支援の受入れが消極的であった場合でも、受入れの気持ちが変わってくるということはあるなと認識しています。

スライド14のほうに行きます。本人との相談で決めた支援目標に関しては、本人や関係者の聴き取りでの把握、本人の気持ちや意見などを見据えて、専門員や生活支援員の関与がより少なくなることで本人の成長を図れる場合には、本人自身での解決が主体になるように支援をしています。その結果として債務が解消したり、家計管理に自信がつくなどによって自己管理による契約が終了する。つまり、我々はよく「卒業する」という言い方をしておりますが、そういった場合もあります。その後、関係者による見守りを行う中で、どうしてもまた自己管理がうまくいかない場合には再度契約を再開するということがあります。この事業は、金銭管理の支援をしながら課題解決への支援ということができるため、



金銭等の具体的な把握がしやすく、本人は課題認識が十分できなかったとしても、どのような解決をするか、法的手段を含めてどのような支援方法があるのか、また、何を準備すればいいのかなどを把握しにくいことがあるので、一緒に課題解決を進めることによって生活が安定に向かっていくという実感を持っていただくことができていると思っています。

15のスライドになります。生活支援員が具体的支援を行います。制度当初から住民参加による生活支援員の取り組みがありまして、非常にうまくできた仕組みだと思っています。支援が必要な際に重要なのは人生における経験であって、いわゆる「普通」の感覚であると思っています。生活支援員が経験して蓄積した課題、そういった経験をアドバイスしていくという形があります。これまでの生育歴とかの加減によって経験知が不足されている方もいますので、非常に助言が有効であったりします。また、支援の際大事なことは話を聞くことであって、上から利用者を見ない姿勢かと思えます。これは専門員自身が学ばないといけないこともあります。その意味で、地域住民が生活支援を担うということ自体は、住民参加により支えられている意味で大変重要なことだと思っています。ただ、生活支援員の年齢もあって、労働条件の改善もあって、一層の身分保障が必要だろうと思っています。

自己決定が難しい場合には、本人の理解を得られなくなった場合には、中核機関等との連携で成年後見制度の利用を検討します。権利擁護支援の入り口としての役割を發揮し、利用計画が難しくなった場合には、中核機関と連携して成年後見制度の利用を模索します。

補助・保佐の御質問もありましたが、補助・保佐の選任後にどのような支援を期待するのかなどを見据え、移行するのか、併用することが適当かなども含めて、本人や関係者による検討をして調整を進めます。

17のスライド、後見制度との併用についての条件は以上のスライドとなっております。死亡の状況についてもレジュメのとおりとなっております。

その中で新しい社会資源の創出というところにおいては、例がございます。これにつきまして、別紙の資料の2008年に発行いたしました当会編集の「社協の底力」の記事、当時の専門員が記載した原稿がありましたので、参考としていただければと思います。

20のスライドですが、権利擁護支援の必要な方の意思決定支援を重視した取組の充実とか、地域共生社会の実現、成年後見制度の利用促進が生活課題となっている今の状況の中で、この事業の役割を改めて確認してみました。この事業の特徴としては、1つ目、契約をやめるということができるとのこと。それからこの事業は代理権が限定であったために、単に金銭管理を行うという事業だけではなくて、本人の判断能力が不十分な方であっても自己決定に基づく適切な権利擁護支援ができるよう支援する事業である。一人一人の支援に寄り添っていくということは、意思決定支援の方向性とも重なるものだと思っています。

2つ目、比較的頻回に関わることによって、本人の変化に気がつきやすいということが挙げられます。悪徳商法の被害とか、本人の関わりを通じて支援を必要としている状況を発見した場合には専門機関につなぐことができます。個別な契約になりますが、世帯で複

合的な課題にも有効かなと思います。この事業だけで完結するのではなくて、インフォーマルなサービス、活動を含めて、地域の社会資源を活用して、利用者の生活を支える地域の仕組みをつくるなど、地域に根差して、地域福祉の視点を重視しているということが挙げられると思います。

3つ目、利用者は経済的な困窮とか権利侵害、住まいの確保、病気、障害など複合的な生活課題を抱えている場合が多く、様々な関係機関との連携が不可欠です。比較的自己負担が少なく、支援が入りやすいことから、本人と地域のつながりを維持、回復させることにつながっていった事例もあります。

4つ目、地域のネットワークという意味では、地域で孤立しがちな本人に対して、専門職とは異なる視点で住民である生活支援員が関わることによって関係回復を期待できます。こうした取組は社会福祉協議会がもともと持っている地域福祉を推進する機能と極めて関係が深く、ネットワーク構築、勤務支援の視点を含めて本事業を進めていたというところになります。

最後のところにございますが、制度から20年経る中で課題も出てきたというところでは、一方で、地域財政の逼迫を背景に財源確保が厳しくなっています。近年では予算に限りがあるため、従事する職員の体制が業務量に追いついておらず、利用待機になっている実態があって、生活支援員をはじめとした担い手の確保も課題となっています。

また、利用料補助等の利用者に対する利用支援策も縮小されている状況にあります。

ほかの業務とも共通する課題としては、管理をする職員への支援体制の拡充とか、業務を効率化させるための業務ソフトの導入、運営に係る経費の確保なども進んでいない状況になっています。

一方で、職員による不正や事故を防止して、社会における信頼の置ける活動にするため、組織の外部から内部自体での統制の在り方なども求められています。連携を進める意味で「ハザマ」をつくらない支援の取組に関連し、関係機関それぞれの事業が連携して質を高めていくということが必要だと思っています。

最後に、地域の人々が安心して暮らせることのできる町にするために、緊急時においてもその人らしい生き方ができる地域を目指して、地域にこそ解決の手だてがあるとして取組を進めてまいりました。緊急時における課題の権利擁護ということも含めて、日常生活自立支援事業は、事業開始当初から地域の社会資源を活用して、本人を主人公にした権利擁護支援や自己決定支援に係る取組を進めてきたと思います。私たちはその調整や推進を図ってきたと言えると思っています。今後とも皆様の御理解、御支援を得て取組を進めていきたいと考えております。

少し時間を押しましたが、御清聴ありがとうございました。

○上山主査 田邊さん、どうもありがとうございます。

若干時間が押しておりますので、質疑応答の時間は5分とさせていただきます、かつ途中退室の委員の方を優先とさせていただきたいと思います。ほかの方は意見交換の際に御質問

と御意見をいただければと思います。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある方は、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。新井委員、どうぞ。

○新井委員 伊賀市の報告、ありがとうございます。非常にうまく機能しているということで、大変評価したいと思います。

その上で、17ページの表題に「成年後見制度との併用」という言葉があります。これは私の意見なのですが、「併用」というのは、できれば別の言葉に変えたほうがいいのではないかと。今の御報告の中の趣旨では併用ではなかったのです。併用というのは、つまり、日常生活自立支援事業と成年後見が同時に存在するという意味になるのです。決してそうでなくて、例えば入り口というお話もありましたので、ここのところはきっちり分けていただいたほうがよろしいかと思いました。

その上で、契約締結審査会とか運営適正委員会などもあるので、こういうシステムを地域連携ネットワークの中でどういうふうに活かしていくかということを考えていただくと、成年後見全体にも非常に大きなインパクトを与えると思うのです。ですから、そういう方向で考えていただきたいと思います。

そして、意思決定支援というお話も出たわけですが、これについては既に成年後見の中でたくさん検討がありますので、ここのところも連携できればと思っております。

ですから、「成年後見制度と日常生活自立支援事業の連携」という言葉が適切かなと思います。海外では「補充性」と言いますが、成年後見だけでなく、ほかの制度もうまく使っていくという位置づけであれば、日常生活自立支援事業の意義も大変大きいのではないかと思います。

その上で、9ページのメニューを見ると、やはり財産管理にかなりウエートがかかっているような気がするのです。入り口だったとしても、いわゆる身上保護というものについてももう少しウエートを置いていただいてもいいのではないかなと思います。意見というより質問になったのかもしれませんが、あるいは逆かもしれませんが、もしお答えがあったらよろしくお願いします。

○田邊参考人 ありがとうございます。

御指摘、ごもっともかなと思っております。成年後見制度は、併用というよりは、確かに役割分担というところも今後ますます出てくるのかなと思います。

事業の内容については、これはあえてほかの関係機関との連携も踏まえてということになりますので、日常生活自立支援事業だけではなくて、様々なサービス、そういったものとの役割分担あるいは連携というものが必要な中でということになりますので、この場面としては確かにウエートが少ないように見えますが、節目節目においての関わり方というのがあるのだろうと思っております。

ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、野澤委員、お願いいたします。

○野澤委員 野澤です。私ももう間もなく出なければいけないので、質問というか、意見を述べさせていただきたいと思います。

私も地元でNPOが発達障害者等支援事業をやっていて、去年の暮れぐらいから、コロナの影響もあると思いますけれども、発達障害どころか、いろんな複合的な困窮状態の方が相談に押し寄せてくるような状態で、個々のあれを聞いていると、成年後見まではまだ必要ないかもしれないけれども、何らかの権利擁護の機能のある相談とか支援というのは必要だなというのがすごく多いのです。今、伊賀市社協さんの活動を聞いていて、あ、こういう活動をしてくれるところがあると、相当な受け皿になるのかなと思って聞いていました。全国の日常生活自立支援事業をやっているところが果たしてどのぐらいこういうことができているのか。あくまで例外的なのか、それとも結構やっているところがあるよということなのか。その辺を知りたいなというのが一つです。

それと、実際に実動部隊として動いている方に生活支援員さんがいらっしゃると思いますが、この方たちをどうやって確保するのかという問題があると思うのです。冒頭の厚労省の説明で市民後見人の研修を受けている方が1万7,000人ぐらいいて、そのうち後見人に選任されている方が1,541人。法人後見とか日自の生活支援員の方が合計すると4,000人ちょっとですか。市民後見人になりたくて研修を受けた方で実際に働いている方は3分の1にも満たないのです。これはあまりにももったいなくて、こういう方たちは知識もスキルもモチベーションもある方なのだから、こういうところで働いてもらえればいいのではないかなと思ったのですが、果たして市民後見の研修を受けた方がどういう目的で、何をしたいと取ったのか。仕事として、自分の生活費を含めた報酬も期待して取っているのか。それともある程度ボランティア的なものでもいいから地域に貢献したいと思ってやっていらっしゃるのか。それと、伊賀市社協さんがやっていらっしゃるこの事業の生活支援員というのはどのぐらいの対価が払われているのか。そのマッチングの問題。この辺りに市民後見人の方の活用と言ったら失礼かもしれませんが、どのぐらいうまくマッチングできて活用していけるのかという鍵があるような気がします。その辺りのところを教えてくださいなと思いました。

もう一つ、最近厚労省が普及啓発のいろんな冊子をつくったり、動画を委託してつくっているわけですが、そういうのを見る機会があって、やはりすごく分かりにくいです。特に当事者にとっては全く分からない。専門用語がいっぱいあって、ルビを振っているぐらいのところ、必ず後見と補助と保佐の違いという説明がされてくる。まず、そのバリアでその先に進めないのです。

伊賀市社協さんも、先ほどのプレゼンの中で何をしてもらえるのか、誰がどのように支援するのか、利用料がかかる。本人さんたちに取りあえず伝えるのはこの3つでいいと思うのです。これは意見ですけれども、本人やその家族に向けての普及啓発、PRするときにこれは非常に有効だなと思って聞いておりました。

以上であります。

○上山主査 田邊さん、手短にコメントをお願いいたします。

○田邊参考人 そうですね。時間の関係があると思うので。

住民参加のあり方みたくないところは、20年たつて大分変わったと思います。なので、その変化に応じながら新しい形を考えないといけないと思います。

生活支援員さんに関しては、今、最低賃金プラスアルファぐらいのところでさせていただいているのですが、そういった面では本当はもっと評価をしていかないといけないと思っています。ただ、財源の問題等をはじめとして、今後の部分としてまた期待をしていきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

○上山主査 どうもありがとうございました。

まだ積み残した御意見等あると思いますけれども、後ほどの意見交換の際にまたお寄せいただければと思います。

田邊さん、どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして一般社団法人権利擁護あおい森ねっと代表理事、三上氏からお願いいたします。

○三上参考人 あおい森ねっとの三上富士子です。よろしくお願いします。

資料、次をお願いします。あおい森ねっとの説明です。2011年6月に社会福祉士3名、行政書士1名で設立した法人です。現在の業務内容は、弘前圏域権利擁護支援センターの委託を受けています。中核機関です。法人後見をしています。実績は設立から191件を受任いたしました。現在は130件受任中です。直接のサービスは提供しないということにしまして、居宅介護支援事業所あおいもりと相談支援事業所陽だまりというのは、一緒に設置しています。法人の理念は「個人の尊厳を大事に、利用者本位のサービスを提供する」ということに努めています。

次をお願いします。なぜ法人後見に取り組んだかといいますと、地域に法人後見を担う機関がないということで、設立した年に3件を目標に始めました。2011年が3件で、次の年が10件です。その後は20件くらいをめぐりに受任しています。高齢者と障害者半々ぐらいの受任になっていて、1年で15件くらいお亡くなりになるので、補充する形で受任していますけれども、ちょっとずつ増えているというのが現状です。

次をお願いします。活動状況としては、高齢者を受任する専門職が多いのですが、知的障害者、後見人として活動期間が長いとか、精神障害者の支援が大変というイメージがあつて、受任者が不足しているという地域の事情があつたので、最近は障害者を中心に受任しています。

知的障害者とか精神障害者の親の高齢化や死亡に伴って、相談はずっと受け続けているのですが、実際後見人がつくのは親御さんが亡くなってからということのほうが多いです。

障害者のみならず、認知症の高齢者の在宅生活を支援する上では、後見人のニーズが高

いということはずごく分かるのですが、なかなか体制の強化が厳しいというところがあります。

次をお願いします。パーセントでいくと、現在は高齢者が46%で、残りが障害者ということになっています。

次をお願いします。在宅が8%で、精神科病院入院の方が14%で、残りは施設入所の方です。

年齢別でいきますと、30代から90代まで満遍なく受けています。活動は、職員や理事が10名で活動しています。専門職が多いです。

「障がい者支援と法人後見」ということで、始まりは障害者支援施設からの相談でした。契約制度になって契約をする人がいないとか、個別支援計画の同意・署名をする人がいない、金銭管理が難しいなどのケースで後見の相談が増えています。

次をお願いします。受任までの支援ですけれども、まず相談を受けまして、申立てを家族や施設と一緒にします。裁判所に一緒に同行しまして、説明もしています。受任ということもありますけれども、候補者については、個人がよいのか、法人がよいのか、複数後見がよいのか、どの専門職がよいのかも検討して、できるだけ候補者を記載して申立てをしています。利益相反についてはすごく厳しく考えていまして、利益相反がある場合は受任いたしません。別の専門職を候補者にして申立てをしているというのが実際です。

もし受任が決まりましたら、身上監護と財産管理について、担当者を決めて、方針について打合せをして進めるということになっています。

次をお願いします。事例です。こういうケースが最近多いという事例を出します。相続です。お父さんが事故で急に亡くなりまして、知的障害の息子さんがいるということです。自宅・土地・家はいいのだと思うのですが、山林、田畑、保険金の受け取り、普通自動車など相続財産が多岐にわたるということで、後見人の申立てをするということになって、親が身上監護、法人が財産管理をしました。相続が終わった後に、後見人が辞任しますと言ったのですけれども、複数後見で継続しているというケースです。

次をお願いします。そのほかに相続で対応しているケースとしては、債務が多くて相続放棄が必要になって受任したケースとか、遺産分割協議で、本人を外して遺産分割協議をしていたということで、これは調停、訴訟になりました。非常にジレンマを抱えるケースでありましたが、法定相続分を受け取りました。

次をお願いします。親が保佐人をしていたというケースですけれども、在宅で両親と生活していましたが、相次いで入院、施設入所ということで、独り暮らしになりました。親御さんが自宅にいないということで生活が乱れ始めて、いろんな情報が入ってきて、保佐人としていろんな機関と連絡調整しながら、本人の在宅生活を支援しています。安定はなかなかしませんけれども、生活は継続できております。

次をお願いします。「触法障がい者のケース」です。暴力行為があって、グループホーム等が利用できない利用者さんなのです。同棲していまして、2人とも障害があります。

2人の保佐人を法人がしていますけれども、担当を分けています。DVがひどくなって、分離しました。女性側を短期入所で対応するなどのことをしています。分離したために1人になって、不安定になったのか、自由になったのか、無賃乗車、無銭飲食等を繰り返すようになりまして、警察から連絡があったりして、この方もケース検討などをしながら、担当者会議を開いて関係機関等と一緒に支援しています。

法人後見のよいところだと思いますけれども、1人だと負担が重いので担当者を複数配置しまして、非常時には担当者以外も対応できるように情報共有して体制整備をしています。

次です。「その他、触法障がい者のケース」ということで、執行猶予中に再犯をしまして、知的障害のある方なのですが、裁判にも証人として出廷しましたけれども、現在は服役中です。間もなく出所してくる方で、地域生活を支援したいと思っています。

次は事例4です。「入院契約・医療同意・死後事務」というテーマですが、30代の方で、身寄りがないので、首長申立てで後見人が選任されました。受任後間もなくがんが判明しまして、若いのですが、余命半年と診断されました。施設と本人と一緒に手術の説明とか医者の説明を聞いたり、余命期間をどう過ごすかというのを話し合って対応しました。死後対応の準備も一緒に行いました。

亡くなった後は、施設と後見人で火葬・葬儀をして、遺骨をお母さんの実家に持参して、親族と一緒に埋葬し、相続財産管理人を選任して財産を引き継いで終わりというケースです。

次をお願いします。法人後見の取組は、継続性があるとか、信頼されるとか、内部で担当者を交代することもできるとか、メリットがすごく語られていて、そのとおりだと思います。例えば財産管理とか身上監護等、一定のルールで対応できるので、マニュアル化しやすいというメリットはあります。

次をお願いします。デメリットは何かということですが、利用者さんにとっては非常にメリットがあるのですが、受任する法人にしてみると、財政面など、より適切な組織運営が必要になるということが求められます。当法人は報酬で運営できているので、特に財政面が不安定ということはないのですが、例えば地域柄、家賃が安いとか固定費があまりかからないということで安定しているし、利用支援事業の申請ができるので、財政面はそんなに厳しくはないのですが、民間の法人がやるということになると、やはり厳しいだろうなということがあります。

個人後見ではなくて、法人であるがゆえに人材育成とか人材の確保が必要だなということで、一定の後見活動ができる人でなければ任せられないかなということも考えています。

重ねて、利益相反には特に配慮が必要で、福祉サービスが少ないところはケアマネさんとか相談支援専門員など、サービス提供事業所を兼ねないということを配慮しています。裁判所に言われないように配慮しているので、利益相反については言われたことがないです。

私が活動してきて一番心配なのは、不祥事については特に起こさないように配慮しているのですが、もし解任ということになったときのリスク管理ということが非常に難しいなと思っています。法人が解任されると、振り分け先がないということが非常に難しいと思っていて、大体100件ぐらいで終わりたいのですが、今、130件受任しているという実態があります。

次をお願いします。法人では困難なケースの受任はないほうがよいのではないかと話をします。法人後見は困難なケースが有効であると言われていますが、トラブルを抱えている利用者の場合は、裁判所から突然解任の申立てがされましたという連絡が来ることが何回かありました。財産管理が主な原因なのですが、後見活動の見解の行き違いから、親族が代理人を立てていきなり解任ということになって、労力的・精神的に非常にダメージを受けます。特に解任されたこともないですが、裁判所としても、申立てがあった以上は解任申立て側の話も聞きますので、何か月間にわたって話し合いをしたり、事情を聞かれたりということに対応するということは非常に労力がかかり、一生懸命やればやるほどダメージが大きい、担当者が傷つくということに遭遇します。非常につらいです。ということを見ると、法人が後見している人たちのことを考えると、トラブルのない安定したケースを受けていくことが望ましいのかなと思っています。トラブルを抱えるケースの場合は専門職の複数後見がよいのではないかと私は個人的に思ったりします。

次をお願いします。法人後見であるために、死後事務も含めて、後見人がつくると何でもしてくれるという誤解が生じやすいです。権利擁護支援センターでも入院のとき身元保証人がいないとか、死後の対応が困難なので後見人をつけたいという相談が実は非常に多いです。後見制度は生きている間を支える制度であるという普及啓発がもっと必要だなと思っています。

次をお願いします。弘前圏域権利擁護支援センターを2020年4月に受託いたしました。弘前市を中心とした3市3町2村の8市町村で設立しました。前身は2014年6月に弘前市成年後見支援センターが設立されておりまして、それが8市町村、広域で共有するという形になりました。高齢化率は、そもそも青森県は高いので、弘前市の周辺も高いということになります。

中核機関を受託してよかったことは、裁判所が非常に信頼をしてくれるようになりまして、打合せのときに裁判官も入って話し合いをしてくれるという場面もありまして、非常に信頼が厚くなったという点ではありがたいなと思っています。受託するまでは、どうして社協がやらないのかという質問が家裁から非常に多く言われていたのですが、最近はそういう質問をされることもなく、あおい森ねっとが受託で進んでいるという状況です。

次をお願いします。中核機関として1年間取り組んできましたが、コロナ禍ではあったのですが、市民後見人の養成研修を終わらして、8市町村で定員30名で、29名が修了して登録しました。



そのほかに普及啓発講座、相談業務ということで、センターに相談員がおります。あと、地域包括支援センターや行政と一緒に申立て支援をしております。受任調整会議をしまして、マッチングということを非常に大事にしています。月1回開かれております。市長申立てのケースを中心にやっております。

次をお願いします。ケース会議を開催しまして、困難ケース、特に虐待のケースの検討をします。後見人の支援ということで、市民後見人は、現在12名活動しております。通算で22件受任しています。定例会を開催していますし、ほかに個別対応、死後事務の同行もしています。面白いと思われるのですが、法人後見を受任している社協の支援とか、行政書士会が受任してくれるようになりまして、そういう専門職の相談や同行の支援をしています。社会福祉士の相談とか同行支援もセンターがやっているという状況があって、幅広く活動しています。あと、圏域内の8市町村のネットワークの構築がされてきて、非常に風通しがよくなっていて、中核機関としての役割や機能は整備されたと思っています。今後受任者をどう養成していくかとか、質の高い後見人活動への支援が課題になっています。

次をお願いします。あおい森ねっとは今年で10年になります。家庭裁判所、8市町村、福祉事業所、専門職等のネットワークが一元化されました。地域住民の福祉が向上したと思っています。センター設置によって相談が増えましたので、受任者不足が予測されるということにおいて、地域でどう取り組んでいくかということが課題になっています。地域に8市町村あるので、社会福祉協議会が8あるわけです。法人後見を実施しているのは2社協だけなのです。だから、その社協にぜひ法人後見を担ってもらいたいなと思っています。そこをどうやっていくかというのを行政と話し合っていこうかというところになっています。

それから、法人後見をサポートする組織。私が抱えている不安を相談するところがない。どこに相談員していいの。あと、財源の問題とかりスク管理の在り方について、一生懸命やったとしても何か降りかかってきた災難、事故に対して、どのようにしていったらいいのかなという不安を話して相談できる場所があったらいいなと思っています。

あおい森ねっとは活動して10年になりますけれども、民間が地域を引っ張ってきました。地域と一緒にもう一回課題を見直して、どうやっていけばいいのかというのを話し合いたいなと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○上山主査 三上さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、5分ほど質疑応答の時間を取りたいと思います。Zoomの「手を挙げる」機能で御質問のある方は手を挙げてください。いかがでしょうか。青木委員、お願いします。

○青木委員 今日はありがとうございました。

一つは財源の問題ですけれども、今、たまたま後見報酬であったということでしょうけ

れども、地域によっては法人後見をされる方はなかなか報酬がもらえないぐらいの予算しかないところも多いと思うのです。困難ケースもたくさん受けておられますが、安定的に法人として運営するためには、どれぐらいの職員にどの程度の報酬以外での財源措置があるといいなという感覚が分かれば、難しいでしょうけれども、いただければというのが一つです。

もう一つは、困難ケースはできたら専門職でというお話もありましたが、おっしゃるように非常にストレスが高いので、個人で受けると個人に集中してしまうところを、法人で分散はできないのかという問題意識もあるのですが、その辺りはいかがでしょうか。その2点をお願いできればと思います。

○三上参考人 財源については特に不足しているということはないので、いただけるのであれば幾らでもいいかなと思っています。うちの職員が非常に使命感がありまして、特に待遇については不服を言っていないので、今のところは大丈夫です。その辺を深く考えたことがなくてやっているという感じです。

複数後見のほうがということですがけれども、法人後見でも、結局、法人が攻撃されるので、同じだと思います。そこは専門職に頑張ってもらいたいなと思っているのです。虐待ケースは弁護士と社会福祉士とか、不動産が絡むと司法書士と社会福祉士という専門職でやってもらえるといいのかなと思うのですが、法人後見であっても攻撃されるのは同じだと思います。むしろそれによって解任ということが発生してしまえば、例えば130件のうちの1件で解任されると、129件の利用者さんに御迷惑をおかけするので、あまり困難なケースは受けられないのではないのかというのを私は代表として思うというところです。

以上です。

○上山主査 どうもありがとうございました。

いずれも難しい問題ですし、法定後見の運用全体に関わる問題ですので、また後ほどの意見交換の時間に機会があれば議論を深めていただければと思います。

では、住田委員から手が挙がっていますので、住田委員、お願いします。

○住田委員 御報告ありがとうございました。

私も今の困難ケースのことについてお伺いしたかったのですけれども、御回答いただきましたので。

もう一つ、中核機関を受託されているということと、それから法人後見をたくさんやっておられる。この業務の割合ですね。法人後見はたくさんあるので、そこに今どのくらい業務を割いているのか。そして、法人後見自体は中核機関の役割ではありますね。その辺の整理の仕方と、今後どのぐらいまで法人後見を受任されるのか。そして、中核機関であって、自法人で法人後見をやっている。それと受任調整の関係性ですね。私たちも同じようなことをしておりますので、その辺りの考え方を教えていただけたらと思います。

○三上参考人 権利擁護支援センター、中核機関で相談があったケースは、基本的に受任しません。受任調整会議にも出ていますけれども、法人によって困難なケースは受けます

が、年に1～2ケースにしています。利益相反を考えるので、センターにあった相談は受けないという方針は徹底しています。130件ですけれども、私が思うところで行くと、100件くらいが解任ということをするのです。1年に1回くらい解任の申立てをされるということが続きまして、地元の偉い弁護士さんが来てしまうと、裁判所もすごくよく話を聞くのです。ということになったときに、あー、どうしよう、職員をどう守ろうとか、利用者をどう守ろうという思いが働きまして、もし解任となったときに、100件でも受任調整できるのかどうかということを見ると、私は100～120件がせいぜいだと思うので、もう増やすつもりはないです。それは職員も言っています。ほかの法人で受任してくれるところを増やす。社協に期待しております。

○住田委員 ありがとうございます。

○上山主査 三上さん、どうもありがとうございます。

それでは、最後の報告です。名古屋市社会福祉協議会権利擁護推進部、高橋氏、名古屋市市民後見人、岡田氏からお願いいたします。

○高橋参考人 皆さん、こんにちは。名古屋市社会福祉協議会の高橋と。

○岡田参考人 岡田です。よろしくお願いします。

○高橋参考人 よろしくお願いたします。

まず、私から、成年後見に関する業務を一通り簡単に説明させていただいて、その後、岡田さんと私でやり取りをさせていただき、市民後見人さんの取組の実際を皆さんにお伝えしたいと思っています。最後まとめということで、20分弱で頑張って説明いたしますので、よろしくお願いたします。

まず、画面共有させていただきます。「名古屋市における市民（が主役）後見人活動」ということで、御本人さんを中心として支援する市民後見人さんが中心、主役として、私たち社協ないし中核機関はバックアップだということで位置づけて取り組んでいる活動を御紹介いたします。

名古屋市社協は、権利擁護に関して様々な取組をさせていただいていまして、中核機関である成年後見あんしんセンター、そして法人後見もやっていますが、これは自主財源で運営をしています。そのほか、日自、虐待、障害者差別と多岐にわたる取組を一体的にさせていただいています。

ここまでの歩みですけれども、あんしんセンターは平成22年10月に設置され、その後養成研修や市民後見人さんの誕生、法人後見はその後平成25年に立ち上がっています。自主財源で始めました。

市の計画は昨年3月、中核機関の受任は昨年7月、協議会も昨年11月ということで、最近取り組んでいます。

市の計画は御覧のとおりで、昨年度からの5か年計画ということで、今年が2年目ということになっています。

あんしんセンターの事業内容につきましては、市民後見人の養成、支援・監督の取組、

そのほか、新たに中核機関になってからマッチングや後見人支援、協議会の運営が加わりまして、全国的には、市長申立ての事務の一部をあんしんセンターで担っているというところが特徴的かなと思います。

協議会について、時間の関係もありますので、チーム会議に参加しながら、協議会で地域の課題・支援策を検討し、部会などのプロジェクトチームでやっていくという形を取っています。

名古屋の市民後見人さんの特徴ですが、まず私どもあんしんセンターで養成したバンク登録者が、個人で家庭裁判所から受任をしているということが特徴になります。全国的には法人後見の支援員を市民後見人さんと呼んでいるところもあると思いますが、名古屋は個人受任。そして、主に市長申立ての事案、後見類型の事案が非常に多いかなと思っています。

全ての事案は、私ども社協が成年後見監督人に就任しています。後見人・監督人共に報酬付与の申立てはしていませんので、無報酬での取組になっています。ただ、実費に関しては御本人さんから頂いております。

本人の面会は週に1回を原則として、必要に応じて調整していますが、最近のコロナの関係もあってなかなか面会できず、市民後見人さんもちよっと悩みながら活動されているという状況になります。

こちらは参考に、市民後見人さんを監督する社協、専門職の方の協力をいただいている形でやっています。

これも参考に、法人後見ですけれども、市民後見人のバンク登録者さんが支援員として研修的な位置づけで支援員の活動をしていただくということもやっています。

養成の流れですが、前回までは15日間70時間の研修をやっていましたが、今回から11日間50時間とちょっと短縮してやらせていただこうと。今年度開催いたします。合間合間に選考も入れさせていただいて、誠に僭越ですけれども、レポートや面接をさせていただいて選考を行っている。最終的にバンク登録をしていただく形になっています。

登録基準です。年齢を70歳以下にしているというところがあるかなと思います。

60代の方がやはり多いです。バンク登録107名のうち、平均年齢64歳という状況です。

いろんな資格を持たれている、またはいろんな活動を経験なさっているという方が多く登録されています。

仕事もなさっているということで、福祉の仕事や地域の活動をなさっている方が登録していたり、またはこれからセカンドライフとして社会貢献をしようという新たな担い手の方が参加したり、そういった層があるのかなと思っています。

受任事案は、主に市長申立の事案ですけれども、市民後見人が受任することに適した事案をサポート委員会という第三者の委員会で検討いただいて決めています。

これまで59名の方を担当させていただいて、現在は33名の方が受任中となっております。養成をした後のバンク登録後、フォローアップ研修や受任者のサロンなどで学習・交流

の場を持つとともに、そういった市民後見人さんを支援する環境が非常に重要なと思っています。実務的な支援・環境づくりとともに、監督人としての支援という部分と両方で24時間体制の支援や、様々な取組、支援をさせていただいています。

御本人さんのネットワークに入るとともに、サポート委員会をはじめとする第三者の委員の皆様、専門職の皆様と私どもあんしんセンターがバックアップをして、御本人さんの支援を支えている市民後見人さんをサポートしているということになります。

ここからは、せっかく岡田さんにお越しいただいているので、市民後見人で活動いただいている岡田さんと少しやり取りをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○岡田参考人 よろしくお願ひします。

○高橋参考人 岡田さんは平成22年に養成研修第1期を受講されて、27年からということで、6年ちょっと受任なさっています。90代の方を御担当いただいているわけですが、岡田さんが養成研修に参加することになったきっかけを教えてください。

○岡田参考人 もともと災害ボランティアをしておりまして、定年を迎えて、ほかの皆さんは幾つものボランティア活動をやっている方が多かったので、私ももう一個ぐらいボランティア活動をやってもいいかなという安易な思いで。そうしていたところに「広報なごや」という名古屋市の広報がありまして、その中に市民後見人の講座がありましたので、応募しました。法的なことは全然分からないのですが、もともと医療関係者だったこともあって、認知症とかそういう面では多少分かるかなというのと、当時高齢の母がいたので、自分のことにも役に立つのではないかなという思いで受けさせていただきました。

○高橋参考人 今、90代の女性の方を担当いただいています、今はどんな活動をなさっているのでしょうか。

○岡田参考人 訪問して面会するというところですけども、コロナになってからなかなか面会ができないというところがあったり、面会できても、事前にその日に電話をして確認を取ってから訪問して、体温測定と手指消毒とマスクとフェイスシールドまでして、居室で5分間という面会時間になっているので、なかなか難しいところがあります。

○高橋参考人 今、コロナで大変だと思うのですが、今までの活動で一番苦勞なされたことは何でしょうか。

○岡田参考人 御本人は認知症状が結構進んでいて、発語が少ないのです。言葉のキャッチボールができないものですから、コミュニケーションを取るのができなくて、コロナでないときは隣に座ってボディータッチをして、「大丈夫、痛いところはない」という感じで取っていたのですが、触られるのが嫌とかという本人の反応を見ながら、どんなふうかなというのを見ているという状態だったのですけれども、今はそれができないというのがあります。

○高橋参考人 資料では「入院1回」となっていますが、すみません。2回でしたね。

○岡田参考人 はい。

○高橋参考人 入院されたときの対応とかも大変だったのではないですか。

○岡田参考人 転倒骨折が2回ありまして、2回目のときは、私が施設から連絡いただいたときに対応できなかったので、あんしんセンターさんをお願いして駆けつけていただいたということで、本当に安心感があるのですけれども、そういうときの対応がすごい大変だったというのと、あと、入院になると、入院の身元保証人とか、手術で輸血が必要かもしれないという話がどんどん膨らんでくると、身元保証人、書いてくれという病院側からの説明に対して、市民後見人では対応できないので、権利擁護の方、あんしんセンターさんから身内の方に連絡を取っていただいて進めていくということで、自分だけではできないというところが大変でした。

○高橋参考人 病院からとか施設の方からいろいろ言われて、どきどきして、どうしようという感じなのですかね。

○岡田参考人 1人だったらすごい困ったと思いますけれども、隣にいてくださったので、すごい心強かったです。

○高橋参考人 ありがとうございます。

そういった大変だなという半面、やはり市民後見人さんもやりがいがあると思うのですが、岡田さんにとっての市民後見人さんのやりがいは何でしょうか。

○岡田参考人 自分自身はやれることがすごく少ないと思うのですけれども、自分の親と同年代の被後見人さんを見ていて、親戚のおばちゃんが1人増えたかなという感じで見守っているというだけだなとは思っているのですが、その中で施設さんに災害ボランティアとして関わらせていただくところも多くて、運営委員会にも構成員として参加させてもらっているので、そのところで防災についてのアドバイスをさせていただいたり、災害が起きたときに地域と連携していないこういう施設は難しいというところから、たまたまうちの会員で地域の近いところに住んでいる会員さんに施設の防災訓練と一緒に参加してもらおうとか、地域のお祭りなどにも参加したほうがいいよというふうに説明すると、参加するようになってきたというところがあるので、自分がやっている活動は全部取り上げてくれるというところがやりがいがあるかなと思います。

○高橋参考人 そうですね。岡田さんの取組で特徴的なのが、御本人さんへの関わりは当たり前だと思うのですが、御本人さんが生活なさっている施設さんの運営推進会議に関わることで施設の運営自体にいろいろ関わっているという状況。施設の在り方に意見も言われているということであったり、また、その施設がある地域全体に何か働きかける。いわゆる地域共生社会の場に市民後見人さんとして取り組んでいただいているのかなということで、私は本当にすごいなと思って毎回感心させていただくのですけれども。

ちょっと話が変わって、先ほどあんしんセンターにはいいよと言ってくださいましたけれども、それでも注文とか、もしよかったら家庭裁判所とかにこの際言いたいことはないですか。

○岡田参考人 最初受任の話があったときに、年末の12月25日だったのです。

○高橋参考人 クリスマスでしたか。

○岡田参考人 クリスマスのときに裁判所に行ってくれというのがあって、えー、裁判所に行くって、そんなところに行ったことがないので、すごいどきどきして、それもクリスマスの日に行かなければいけない。私の今年の年末は最悪な年になってしまったなという感じで、その結果を受けるのが1週間後だったので、その年の年末年始は何となく気分的に落ち込むような。

○高橋参考人 どきどきしながら待っていたような感じ。

○岡田参考人 迎えましたね。

家庭裁判所には行かないので、すごく貴重な体験をしたという意味でもありますね。

○高橋参考人 当時、平成27年のときは、家庭裁判所に候補者として受理面接に行っていたのですが、家庭裁判所さんも市民後見人さんへの理解が深まっていて、今、事前の面接がなくなっているのです。家裁との連携もどんどんできてきたなと思っています。

最後に、もっと広い意味で、成年後見制度とか、今の地域共生社会も含めてですけれども、市民後見の活動をされていて感じるどころがあるかと思しますので、その点について御指摘というか、何か意見があれば。

○岡田参考人 被後見人さんが入院ということになったときに、病院関係者とか、特にドクターの理解力が少ないので、私は市民後見人ですと説明しても、何だそれという感じで言われるときがあって、これはどうなっていると矢継ぎ早におっしゃられても、私も医療関係者だったのでその辺のことは分かるのですけれども、いや、これはちょっと違うよねと思うようなところもすごく感じました。

あと、生活保護の方だったので、役所の保護係との連携というのも関わってくるのですが、その辺のところも、ほかの役所の人とか、いきいきさんも運営委員会のときに参加してくださるのですけれども、いきいきさんも仕事として参加するけれども、現実のところはよく分かっていないというところもあったりして、社協さんにももっと知ってほしいなというのがあります。

○高橋参考人 今、「いきいき」とおっしゃったのは、地域包括支援センターの名古屋市での愛称のこととして、そういった地域包括や基幹センターさん、また、我々社協や、病院や福祉の関係者さん、そういった方々の制度なり市民後見の理解が進まない、市民後見人さんの活動がしにくいという部分が大きな課題かなということで、これは制度というよりは、もしかしたら私たち中核機関の課題というふうに受け取らせていただこうと思っています。頑張って広報をやっていきたいと思います。

岡田さん、短い時間でしたけれども、ありがとうございました。

○岡田参考人 ありがとうございました。

○上山主査 岡田さん、高橋さん、どうもありがとうございます。

○高橋参考人 ありがとうございました。

○上山主査 それでは、ただいまの御報告につきましても5分ほど質疑応答を行いたいと思います。御質問のある方は、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。どなたからでもどうぞ。西川委員、お願いします。

○西川委員 ありがとうございます。

市民後見人を一生懸命育成しても、あまり選任されていないという例がある中で、名古屋ではあんしんセンターによるサポート・バックアップ体制を家庭裁判所にちゃんと理解していただいて、選任に結びついているということだと思います。

家裁との連携が取れていますというお話だったのですけれども、恐らく最初からそうだったわけではないと思います。最初のきっかけですとか御苦労されたということはほかの地域も参考になると思いますので、教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○高橋参考人 御質問ありがとうございます。高橋から答えさせていただきますが、平成22年にあんしんセンターができた際、すぐに養成研修をやりました。養成研修はしたのだけれども受任できないという地域が結構あると私もお聞きしているのですけれども、1年後には1件目が誕生しているという状況もありましたので、恐らくセンターができる前の段階から家庭裁判所と市の行政が中心となっていていろいろと働きかけをしてくださったのかなと思っています。

その点の苦労というのは、市の行政さんがどうだったのかという話になってくるのですが、当時の話を聞きますと、先ほど後見類型をとということがあったのですが、家庭裁判所さんも後見類型の方のほうが、言葉は悪いのですけれども、支援がしやすいのではないかとということもあって、どうやら家裁が後見類型を限定しているという状況が当時あったみたいですね。

ですが、今はそこまでの話ではないですし、面接も省略されているので、相当連携が進んでいる。先日、親族後見人さんが私はこれ以上できないので交代しますと言われた事案について、家裁さんのほうから私たちのほうに、市民後見人さんでできる事案ではないかとということで親族さんを御紹介いただいて、今、審判待ちですが、親族後見人さんから家裁の仲介でもって私ども市民後見人がリレーで受任をするということも最近準備をしているところです。そういう意味では、苦労の話になるとなかなか私も分からない部分がありますけれども、相当苦労したと思います。ですけど、適切な関わり、実績を積み上げる中でだんだん理解いただいたのかなと思っています。

すみません。西川先生、答えになっていませんけれども。ありがとうございます。

○西川委員 ありがとうございます。

○上山主査 どうもありがとうございました。

では、中村委員、お願いします。時間が限られていますので、質問、回答それぞれできる限り簡潔にお願いできれば幸いです。

○中村委員 報告ありがとうございます。岡田さんの話も交えていただいて、大変分か



りやすかったです。ありがとうございます。

質問は2つあったのですが、1つは今の西川先生から聞いていただきましたので省略します。

私からは、7ページの市民後見人さんの活動のところ、対象の方が市長申立ての事案を中心としており、市民後見人・監督人共に報酬付与の申立てはしないで、無報酬というところですが、この部分は大変いいと思いますが、市民後見人さんのこういう社会参加の場、そして活躍の場として考えたときに、業として考える方も出てくるのではないかと思います。その辺のところをどのようにお考えなのか。無報酬前提で、ボランティア的なものだけで募集をするということも含めて、その辺をお伺いしたいと思います。

○高橋参考人 御質問ありがとうございます。これは賛否両論あるのは重々承知しています。名古屋については、無報酬で行うボランティア活動、報酬を目的としない市民後見人ということで、10年ずっとやってまいりましたので、受任されている方々はそれを理解してやられているのですけれども、担い手を増やしていくという観点でいくと、報酬があるということも一つ検討に値するのではないかという御意見は、いろんなどころからいただいています。それは各地域で検討していくことかなと思っていますので、名古屋は支え合い活動の延長線でそのように取り組ませていただいていますので、また今後も皆様と意見交換をしながらいいやり方を考えていきたいと思っています。検討中ということで。

ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

永田委員、ご質問を意見交換の時間に回しても大丈夫でしょうか。

○永田委員 はい。

○上山主査 すみません。御協力ありがとうございます。

それでは、議題2に移りたいと思います。議題2「意見交換」に移ります。本日の日常生活自立支援事業と市民後見・法人後見に関する有識者からの御報告や質疑応答の全体を通じて、委員の皆様から御発言をいただきたいと思います。時間の都合がありますので、お一人3分以内でお願いいたします。画面に今、出ていますが、残りの持ち時間が分かるタイマーをセットしております。これを御確認いただきながら御発言をお願いいたします。

それでは、先ほど手が挙がっていました永田委員からどうぞ。

○永田委員 皆様、ありがとうございます。質問と意見を合わせて申し上げたいと思います。1つは日常生活自立支援事業で、もしよろしければ田邊さんにもお答えいただければと思うのですが、生活保護との関係です。去年の研究事業の中でも運営上の課題として生活保護ケースワーカーの負担の軽減のためにこの事業は活用される傾向があるとか、実施上の課題で生活保護との役割分担が課題である、といった意見が多かったかと思います。生活保護との関係で田邊さんが感じられていることがあれば教えていただければと思います。

また、市町村の日常生活自立支援事業に対する認識として、全国調査の中でも、自治体

独自の支援をしていないとか、その支援の必要性を感じていないという意見が多かった。都道府県社協の事業主体であるので、市町村があまり関与していないという実態があるのではないかなと感じています。この点についても何か意見があれば教えていただければと思います。日常生活自立支援事業と生活保護の関係についてです。

また、2点目は市民後見人についてです。これは前回も申し上げたのですが、今日岡田さんのお話をお聞きしても、市民後見の活動というのはまさに住民参加の活動で、「市民後見人」を主語として、「活用」というよりは、「参加」とか「参画」というふうに呼んでいくべきではないかなと改めて思いました。「住民参加」という言葉を使いますが、地域福祉では「住民活用」という言い方をしないので、ぜひ住民参加、参加、参画というように市民後見人を捉えていただきたいと改めて思いました。

高橋さんの御発表で、今日、十分御報告する時間がなかったと思いますので補足していただきたいのですが、市民後見人の価値というところを受任件数だけではからないほうがいいのではないかなという点です。受任件数だけが効果ではないとすると、受任だけでない、波及効果というところをどういうふうに取り上げていくか、また、受任以外の場をどう広げていくかということが重要になるかと思えます。もし名古屋での取組の具体例があったら教えていただきたいと思います。

以上になります。

○上山主査 どうもありがとうございました。

それでは、田邊さん、高橋さんの順で簡単にコメントをいただければと思います。よろしくをお願いします。

○田邊参考人 まず、生活保護との関係ですけれども、先ほど発表のところでも報告させていただいたのですが、やはり中身の問題は問うていく必要があるのかなと思います。うちでもいろんな部分がありますが、その場では上席も出て行って協議をしたり、あるいはこちらからも報告を上げていく。伝えていかなければ報告ももらえないという部分もありますので、やはりそのコミュニケーションがあるかなと思っています。その中で、生活保護のワーカーでないとできないこと、あるいは逆に日自でないとできないことというところをお互いにちゃんと知る。どちらかがやってくれるはずだという形でやっていると、恐らくうまくいかないのではないかなと思いますので、当会がうまくいっているかどうかは別として、そういった連携が必要なのだろうなと思いました。

それから、市町村の認識もこれも同じで、市町村の行政、例えば市長申立て、あるいは困窮の部分、あるいはほかの包括というところでの虐待対応とか、様々なセクションがあります。制度がいろいろ整っていく中で、庁内連携というのが今、言われておりますが、社協の中の連携も大事ですし、あとは行政との連携。その部分は組織的意味合いと現場でのレベルの部分と、どういった課題を挙げていくかということの課題共有の仕組み。これこそ重層的にやらないと問題解決ができないのではないかなと思いますので、ぜひまた今後とも御示唆をいただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○上山主査 ありがとうございます。

高橋さんからもお願いいたします。

○高橋参考人 御質問ありがとうございます。永田先生がおっしゃられた市民後見人の取組というのは、決して担い手不足を補うためのものではないというところは強調したいと思っています。先ほど岡田さんの活動の御紹介をさせていただいたとおり、御本人さん、市長申立ての事案であれば、家族と疎遠な方なわけです。多くの支援者さんには支えられていますけれども、岡田さんの言葉を借りるのであれば、親戚のおばちゃんが1人増えたといった関係性。いわゆる孤独、孤立されているかどうか分かりませんが、そういった親族に近い関係が持てているというのは一つ重要なのではないかと。

併せて、その方が社会に関係していく、そういった参加支援の視点というのも非常に重要ななと思っています。さらに、施設や防災ボランティアの関係、そういった地域づくりも関わっている。まさにこれは地域共生社会に寄与していると言えるのではないかと考えています。

そのほか、後の資料は触れる時間がなかったのですが、市民後見人が自らチラシをつくって広報してくださったり、そういった受任だけではない成果をいっぱい見せていただいたなと思っています。その辺も含めて市民後見人の在り方を考えていただくと、ますます広がっていくし、地域共生社会に生かしていけるのではないかと考えていますので、そういった視点もぜひ今後御検討をお願いしたいなと思っています。

○上山主査 どうもありがとうございました。

それでは、久保委員、御発言をお願いいたします。

○久保委員 ありがとうございます。全国手をつなぐ育成会連合会の久保でございます。

市民後見をされておられるところ、名古屋さんのほうに質問したいのですが、市民後見で後見人になってから後見人さん同士の研修とか、後見人さん同士のこんなふうにしたらうまくいったわというような情報のやり取りをされるコミュニケーションの場とか、そういうのがあるのかということ。それから、後見人をされて、今、お話を聞いていると、御苦労はされていると思うのですが、割とうまくいった例をお話しいただいたのですが、困難だった事例というのではないかと。何が困難だったろうかということと、それから知的障害者の受任というのはいないかと。3つお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○上山主査 ありがとうございます。

コメントをお願いできれば。

○高橋参考人 ありがとうございます。

では、最初の御質問の市民後見人さん同士の交流という部分を岡田さんに直接お話しただきたいと思います。

○岡田参考人 ありがとうございます。

あんしんセンターさんから企画していただいているのですが、3か月に1回ぐらい受任

者サロンというのがありまして、みんなが一堂に会するというのが難しいので、3日ぐらいの期間を設けて、その中で参加できる時間帯とか日にちを設定してくださるので、そこで集まって、知的障害とか、私は認知症なのですがけれども、障害の方とか、受任されている方同士が集まって、自分たちがこんなことをやっているというのと、年数も私のように長い人とか、なったばかりの人とか、その辺はごちゃ混ぜなのですが、どんなふうにやっているかという話し合いをしています。フォローアップも年に4回やってくさっているもので、どんどん忘れていくのをまた思い出すという勉強会をさせていただいているので助かっています。

○高橋参考人 ありがとうございます。

続いて、苦勞されている部分というのは、今、受任されている方々、私もいろいろお話を聞かせていただくのですが、後見人さんに共通するかもしれませんが、医療同意の部分と、万が一御本人さんが亡くなるかどうかという場面、そこにはいろいろな悩みが生じます。そこは専門職である弁護士や司法書士、社会福祉の先生方とも連携をして、相談しながらバックアップしていくということが重要なこと。決して中核機関だけでなく、そういった専門職の方々との連携というのはとても重要だと思っていますので、そういった形で対応させていただいているというものです。

もう一つ、久保さんからおっしゃられた知的障害の方も受任させてもらっているのですが、40代の御本人さんに40代の市民後見人さんが受任なさっている方もいれば、名古屋の若々しい60代の市民後見人さんが40代の方を受任なさっているということもありますので、どうしても登録者の方の年齢層というのは、失礼な言い方ですが、ちょっと高めなものですから、そういう意味では、若い知的障害の当事者の方を支援するお父さん、お母さんのような雰囲気での関わりということになっているかなと思います。また機会があれば詳しくお伝えできればと思っています。

ありがとうございます。

○上山主査 どうもありがとうございました。

それでは、星野委員、お願いいたします。

○星野委員 今日は田邊さん、三上さん、高橋さん、どうもありがとうございました。

2つほど感想というか、意見を申し上げたいと思います。1つは、今日報告を聞きながら専門職の役割は何だろうと改めて感じたところです。特に三上さんの御報告の中の、地域の中で法人後見を受けながら引っ張ってこられたという実践を聞いたときに、専門職というのは一体そこでどんな役割が果たしていたのかなと改めて感じたのです。その中で専門職の後見人のバックアップもなさってくださっている。逆に法人もバックアップを受ける必要があるのに、なかなかそれが受けられないという実践を聞いたときに、地域連携ネットワークの中で専門職が受任をするということだけではなくて、中核機関とともにその地域の中でどのように支援体制の中に入っているのかということも改めて感じたところです。それが1つ目です。

2つ目は、言葉の使い方というものを私たちは本当に考えなければならないというのを、今日皆様の発言を聞いていて思いました。まず最初に、田邊さんのところで新井委員も言われていました日自と後見の併用ではないのではないかと。「併用」という言葉を使っていますが、そうではないのではないかとこのころは、本当にそうだと思います。それから、高橋さんのところの「市民後見人の活用」については、永田先生がおっしゃられた「参加」とか「参画」とか、そういう意識で進めていかなくてはいけないということも、改めて言葉の使い方を思いました。

その中で1つ思ったのが困難な事案ということなんです。困難ということとは、様々な状況があると思います。恐らく受任する側の困難さというのは、対応が多く求められたり、いろんな関係者とつながることの時間や労力ということになるのですが、でも、利用している御本人からすると、また違う困難さがあるということと言うと、困難な事案というのは誰にとっての困難さなのかなということも改めて考えなければならないと感じました。

以上です。ありがとうございました。

○上山主査 どうもありがとうございます。

では、続いて、同じ専門職ということで、青木委員、お願いします。

○青木委員 ありがとうございます。

まず、日常生活自立支援事業について、今日伊賀市社協さんの御説明をお聞きしまして、改めて意思決定支援というものについて、権利擁護が必要な人の最初の段階で取り組む大きな役割を果たしておられるなということを実感させていただきました。そういう意味で言いますと、意思決定支援を果たせない場合の成年後見ということから考えますと、これからより一層日常生活自立支援事業のような取組が地域の中で充実されるべきだということで、そのことの強化の重要性を非常に感じました。そういう意味では、大阪でも半年以上の待機ということがたくさん出てきている中で、日常生活を諦めて、やむを得ず成年後見ということもありまして、そこは意思決定支援を軸に据えた制度の再構築ということが、予算面、人材面も含めて重要ではないかということも改めて実感しました。

加えまして、債務整理などはほとんど手をつけていない地域もあるのです。伊賀市社協さんがそこも含めて丁寧な支援をしていることに驚きました。

それから、「併用」という言葉にいろいろ御意見が出ていますが、やはり成年後見と日自は使い分け、役割分担をする。同時に使うためというのものもあるだろうと思っていて、そこは丁寧な仕組みの設計ということが大事ななと思いました。

法人後見につきましては、今日青森の御報告をいただいて、大変幅広いことをリードしていると感じましたけれども、地域の中では法人後見の役割というのがいま一つ明確にならないまま、支援がない者をリードしているところもあれば、困難なものを受けるのが法人後見ということで、位置づけの差がいろいろあるということが一方でも実感されていて、ここは財源の保障も含めて、法人後見と市民後見、そして専門職のそれぞれの

担い手の在り方をしっかりと議論していくことが大事だとなお一層感じるところであります。

最後に市民後見ですが、大阪でも平成18年から取り組んでいます、いろんな意味で後見制度全体を活性化する大きな役割だと思ひまして、そういう意味では、全ての市町村が市民後見の育成にしっかりと取り組むということが、中核機関の発展のためにも鍵を握っているのではないかと感じました。

高橋さん、時間がなくて26ページは御報告いただけていないのですが、非常に大事な5点を提案されていて、ここは私も本当に同感なところが多いところです。さらに、市民後見人の波及効果という意味では、意思決定支援を一番している後見人は市民後見人ではないかとか、あるいは地域の皆さんが後見の役割を知るのも市民後見人ではないかとか、いろんな役割がありますし、実は親族後見人の支援というのも市民後見人への支援が大きく関わってくるのではないかと感じていて、そういう意味でも市民後見人を中核に据えた取組ということがこれから大事だということを改めて感じました。

ありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

次に水島委員、お願いします。

○水島委員 では、水島から発言させていただきます。

本日は様々なお話ありがとうございました。少しずつお話しします。日常生活自立支援事業の観点です。具体例等をお話しいただきまして、実際の支援に当たる前、後を見れば、まさに意思決定支援の対応と重なるものがあります。そういった点で、日常生活自立支援事業というのは非常に重要な存在であると改めて認識をいたしました。

他方で、生活支援員さんの年齢が少し高齢化しているということで、普通の市民感覚を保っていくということであれば、本来は幅広い年齢層の方が生活支援員となっていくということも必要になってくるでしょう。そのような人たちをどのようにリクルートしていくのかといった観点も必要になってくるだろうと思います。これは恐らく市民後見人の場合も一緒かもしれません。

法人後見の点については、三上さんからもお話しいただきました。特に法人が一旦解任されてしまうと、欠格事由で全てのケースで後見活動ができなくなってしまうなど、非常に大きな影響があるという御指摘もありました。これは法律上の問題で、本人側から見たときには、後見人等に対して何らかの不服があったときに、家庭裁判所に正式に関与してもらうためには、現在は解任申立てしか手段がないということも影響しているのではないかと思います。むしろこのような手段以外に、例えば調停や審判など、中間的な紛争解決の仕組みも新たに考えていく必要があるのではないかと感じました。

最後に、市民後見人の関係においては、1週間に一度の密な関わりやコミュニケーションのいろんな工夫など、やはり意思決定支援との親和性が高いように思います。他方で、野澤委員のお話にもありましたように、養成された市民後見人が幅広い場で活躍できるよ

うな場が形成されていないと、養成しても、実際に動ける場がなくてだんだんモチベーションが低くなってしまいます。このような例は地方においても都市部においても散見されるどころです。

私としては、意思決定支援については後見人等だけが行うものではなくて、地域社会の人も巻き込みながらみんなで支援するということが求められているので、市民後見人の修了生の方というのは、成年後見人としての活動のみならず、地域住民としても後見活動に携われる立場にあるのではないかと考えています。つまり、市民後見人の修了生がモチベーションを保っていくという観点からも、必要に応じて市民後見人の修了生が後見人の支援、ひいては本人の意思決定支援の促進という観点から、中核機関等のマッチングサポートで現在の後見人とともに本人の意思決定を支援していくような形でチームメンバーに入っていくことも検討されるべきではないかと思えます。

既に修了生自体が成年後見人等ではなく、後見人等就任までの期間中、日常生活自立支援事業の生活支援員として、あるいは法人後見の支援員さんとして活動しているような例もありますので、意思決定支援の担い手という新たな活動フィールドということについてもぜひ検討いただければと思っています。

以上です。

○上山主査 どうもありがとうございました。

何人かお手が挙がっていますが、少しだけお待ちいただきまして、花俣委員のほうから市民後見、法人後見への期待等を含めてコメントをいただきたいと思っています。お願いいたします。

○花俣委員 恐れ入ります。すみません。

時間もないので、既に各委員の先生方から御意見が出尽くしたし、私も同じような質問をしたいなと思っていたところもお答えいただいていますので、漠と感想になります。日常生活自立支援事業に関しましては、関連制度と成年後見制度との連携強化という流れはもうできつつあるかなと感じています。永田先生からもるる御意見があったかと思えますけれども、昨年度の研究事業において様々な課題等々が明らかになってきたかなと感じております。日常生活自立支援事業を成年後見制度の入り口として捉えるのであれば、そういったたくさん出てきた課題について、今後さらに議論が進められ、深められて、課題の解決に向けた具体的な取組。例えば実情に沿った何らかの見直しや体制整備、そういったことが取組として具体化されることに期待したいと思っています。

市民後見人に関しては、親戚の方が1人増えたという捉え方です。これは当事者にとって非常に心強いメッセージだと思いました。後見制度の利用促進というよりも、むしろ地域づくりであるとか、共生社会への貢献が市民後見人の育成、あるいは市民後見人の活動というところではすごく大きいのかなと感じました。特徴ある取組の御紹介だったと思うのですが、こういった先進的な取組が各地に広がっていくことについても大いに注目していきたいなと思っています。

法人後見に関しては、法律上のいろんな難しい問題があるということで、あおい森ねっとの三上さんの発表を聞いていて、一生懸命やっていて、親族からクレームがついて、後見解任の話になる。その流れについては意外な感想を持ちました。でも、それについても、先ほど水島先生からお話があったような検討が今後加えられていくといいなと感じました。

すみません。散漫でしたけれども、以上になります。

○上山主査 突然当ててしまって申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

それでは、現在お手が挙がっています西川委員、中村委員、住田委員の順番で御発言をお願いいたします。

まず、西川委員、お願いします。

○西川委員 西川です。

私から2点意見を述べさせていただきます。1点目、日常生活自立支援事業ですけれども、田邊さんのほうから「ハザマ」をつくらない支援の取組ということで、生活保護との連携の話がありました。それから、別のところで高橋さんが、連携というのは資源の継ぎ足しでなくて、実質的に、一体的に機能していなければいけないのだというようなことを書かれているものを読んだことがあるのですが、そういう観点からすると、生保との連携はしているというお話をお聞きしましたが、そのほかにも、利用者の立場からすると、最初は日常生活自立支援事業を使っていて、その後、成年後見制度を使うという流れになったときに、確かに制度は違うのだけれども、でも、一体として利用したい、そう考えるのが普通だと思うのです。そうしたときに、日常生活自立支援事業以外の、例えば成年後見で言うと家庭裁判所とか、そういう関係機関において関連・隣接する制度の理解を進めるということが、一体としての支援、ネットワークの中での支援ということに関して非常に重要なのではないかなと感じました。

2点目は、法人後見です。今日の御報告で、受託が難しい案件は専門職の複数後見という話がありました。もちろん、専門職も受けませんということでは決してないのですが、恐らく虐待事案ですとか触法案件というもので、現行法の仕組みで言うと報酬が確保されるかどうかよく分からないという案件を積極的にたくさん受けますというところまでなかなか言いにくい。そうしますと、法人後見というのは、今までの流れで、地域での支え合いという観点、市民後見と同じ流れの法人後見というのは一つあると思うのですが、それとは別に、リーガルサポートも法人後見として、触法案件とかを担当しているわけですが、パブリックガーディアン的というか、そういったものが法人後見の形なのか、別の形なのか分かりませんが、例えばもっと行政が強く関与したような仕組みが求められているのかなと思いました。それが法人後見のもう一つの形なのか、法人後見以外の別の形なのかは分かりませんが、そんな問題提起があったのではないかなと感じました。

私からは以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

中村委員、お願いします。



○中村委員 時間がないので、上山先生のほうにお願いということも含めて1つです。今回のテーマの一つである日常生活自立支援事業ですが、これまでも成年後見制度の関係での日常生活自立支援事業との整理が大きなポイントになっていると思っています。今日の田邊さんのお話にもありましたが、日常生活自立支援事業が意思決定の不十分な方に対する金銭管理だけではなくて、複合的な生活課題をフォーマル、インフォーマルを含めて、関係機関を含めて解決する仕組みであって、そのときの一つとして金銭管理を通しての相談の入り口であったり、気づき、そして出口にどう向かっていくかというところでフォーマル、インフォーマルが連携して進めているということですが、社協自体も今の仕組みの中で資金の問題、生活困窮の問題、その他障害問題など、いろいろな窓口を持っており、日常生活自立支援事業を考えたときに、社協の中でも縦割りをどう連携していつているのか。そしてまた、それを地域の中での地域連携ネットワークではないですけれども、そういうものとのつながりをどうつくっていつているのかが重要と思っています。

今日、野澤先生が地域連携ネットワークとの連携とか、その辺の関わりという問いがあったのと同じように、その辺についてもうちちょっと議論する場をつくっていただけなのか。名古屋市社協さんのように、成年後見センターもやりながら日常生活自立支援事業も実施しているところだと、その辺の関係性。そして、前回お話しいただいた住田さんのように、他の機関からも社協との連携の中で「そろそろシート」のような共有の仕方など、今後の成年後見の中での日常生活自立支援事業の立ち位置とか役割とか期待ということも含めた部分で、うちちょっと議論させていただければありがたいと思います。

○上山主査 どうもありがとうございました。

それでは、住田委員、お願いします。

○住田委員 ありがとうございます。

私からは2点意見を述べさせていただきます。1点目、法人後見の取組の件です。今日、あおい森ねっとさんは報酬で運営が賄われているというお話をいただきました。ただ、これから法人後見を私たちの地域でも進めていきたいと考えるときに、まず予算が欲しいという意見があります。報酬は1年後しか受領できませんので、まず法人後見取り組み始めの予算をどう考えるのかというのは、とてもハードルになっています。そこを地域の中でどういうふうに考えていくのかということが一つ課題に挙げられると思います。

困難事例というのは、誰にとって困難かというのがありましたけれども、解任という難しい事案というのは、私たちも100件ぐらいの法人後見を行ってきた中で、過去に紛争性のある親族かそのように言われることがありました。そういった場合に専門職の先生方がすごくバックアップしてくださり、また自分たちがやっていることは全て裁判所に報告をしていて常に説明できるものであるという中で、逆に地域の中で大変なケースを法人で受けしていくという考え方で行っています。地域によって考え方がいろいろ異なっているということを今日知りました。

2点目、市民後見の取組ですが、今日高橋さんから御報告がありました。私たちも同

じ地域で、先輩としていろんなことを教えていただきました。名古屋市は230万人都市、私たちは47万人の人口規模。そして今日御報告のあった弘前の8市町は29万人で、これらの人口規模であれば市民後見の取組というのは進めていくことができると思います。ただ、今日の国の資料の報告にありましたように、全国で市民後見の取組が未実施の市町村が77.4%です。そのうち10万人以下の自治体というのは87%ぐらいある。6万人以下は69%あって、人口規模の少ないところでは市民後見の取組を行っていくことが難しいという現状がありますので、例えば県が広域で音頭を取る等の検討をするということが必要ではないかと思います。私たちは県の委託事業で市民後見の啓発事業を行ってきましたが、そこで、あ、こんなことをやりたいと思った人が、自分たちの自治体に養成の仕組みが無ければ市民後見人になることができませんので、まず取組のところを考えていくことが必要だと思います。

最後にもう一点だけ。市民後見人さんの周知はすごく課題で、市民後見人さん曰く、何が一番悲しいかといったら、こんなに一生懸命やってきて、自分たちのことを知らない、市民後見人、何と言われるのが一番悲しいということなので、そこは取り組む市町村がしっかりと市民後見人の周知を図っていくということがとても重要だと感じています。

ありがとうございました。

○上山主査 どうもありがとうございました。

まだまだ御発言したい方がいらっしゃるかもしれませんが、時間になりましたので、恐縮ですけれども、意見交換の時間はここまでとしたいと思います。

今日のお話をうかがっていて、まず地域共生社会という大枠があって、その中で今日取り上げられた日常生活自立支援事業とか市民後見、法人後見という関係する仕組みを、地域の限られたリソースの中でどういうふうにもっと整理をして体系づけていくのかということがこれから大きな課題になってくるのだらうと思いました。

さらに、今回、基本的には既存の制度の運用ということを前提に皆さんから御意見をいただいておりますが、仮に将来の成年後見制度の改正なども視野に入れて議論していく場合には、日常生活自立支援事業で継続的にサポートをしつつ、例えば重要な法律行為の場面などでスポット的に後見を活用していくということも制度設計としてはあり得るでしょうから、今後機会があれば、そうした点も含めて大局的な議論をまた皆さんとしていきたいなと思っています。

それでは、本日の議事はここまでといたします。

事務局から今後の予定などについての御連絡をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。

第3回の地域連携ネットワークワーキング・グループは、「都道府県の役割と機能」をテーマとしまして、4月28日の午後2時から開催を予定しております。

また、本日の議事録については、速記が起きてきた後に委員の皆様それぞれに確認をいただいた上で、ホームページに掲載いたしますので、よろしく申し上げます。

本日は活発な議論、どうもありがとうございました。

○上山主査 それでは、本日の議論は以上とさせていただきます。御多忙の中、委員の皆様方、どうもありがとうございました。